

建築基準法に基づく認定手続きの流れ

建築計画の検討	建築基準法、横浜市建築基準条例、宅地造成等規制法、都市計画法、その他関係法令等を踏まえ、計画してください。
事前相談書の提出	建築許認可事前相談票*を頭紙にして、以下の添付書類を添えて提出してください。 添付書類：都市計画図（ i-マップ でも可）、案内図、配置図、平面図、立面図、 その他必要な図書等
許認可準備会議 <原則毎週水曜午後>	認定基準等の適合状況や計画内容の確認をします。 会議結果は担当者から連絡します。
各課等調整	許認可準備会議での指摘事項等に関して、関係部署と調整してください。
関係法令等の諸手続	認定申請までに関連法令等の諸手続を済ませてください。
認定申請書の提出	以下の必要書類をA4判ファイルに綴じて2部（正・副）ご提出ください。申請時に 建築基準法に基づく許認可の手数料 を納入ください。 必要書類：認定申請書*、認定申請概要書*、事前相談時と同様の図書、 関連法令等諸手続の写し、委任状、その他必要図書
認定通知	事務処理（決裁等）の後、認定通知書を交付します。 （注）一団地認定・連担建築物設計制度に関しては、認定通知の後、公告を経て、 認定内容が効力を生じることとなります。
建築確認申請	認定通知書副本を添付して確認申請窓口に提出してください。 なお、図書に変更が生じた場合は、確認申請等の前に協議をお願いします。
変更申請	変更（軽微と認められるものに限る）がある場合は、計画変更承認*手続が必要となります。
工事完了	工事完了前に現地の確認をさせていただく場合があります。 （検査済証は建築確認検査担当窓口で交付となります。）

※書式を「書式ダウンロード」の項目からダウンロードできます。